

6) 水路に付着した藻等の除去

除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

【活動のねらい】

除塵機や水路壁に藻が繁茂している場合、除塵機や水路壁に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うことにより、除塵機の破損や通水障害を解消し、水路の通水能力が維持できるよう保全管理することが大切です。

【活動の内容】

機能診断結果に基づいて、当該年度の実施の必要性を判断し、必要があれば、水生植物が繁茂する時期に行います。また、落水後等、水のない時期に泥上げ等と同時に行うのも有効です。

6-1) 準備作業

水路の水位を下げる等により安全を確保します。その際は取水ができない等の障害が生じる可能性がありますので、関係農家等に周知する必要があります。

6-2) 除去作業

水路内の藻等は鎌や平スコップを使用して取り除きます。足下が滑りやすいので、安全に十分注意して作業を行います。



水路内の藻の除去状況

6-3) 収集・処理

刈り取った藻等はその場で収集しますが、流れた藻は堰や分水地点等の溜まりやすいところで収集します。水路に除塵機が無く、量が多い場合は、バックホウ等を用います。

収集した藻は、集積場所を決めておき、適切に処理するようにします。

【配慮事項】

- ・処理場で処理する場合、一般ごみが混じっていると受け入れてもらえない場合がありますので、各自治体の取り決めに従って分別しておく必要があります。
- ・藻が下流に流出すると思わぬ箇所で通水障害を発生させることもありますので、十分注意します。

農用地／**水路**／農道／ため池

適正管理／附帯施設の適正管理

はらみ補修／目地詰め／コーティング／不同沈下／裏込材充填・耕畦補強／**藻等除去**／法面初期補修／

破損施設補修／雑草対策／パイプラインの破損施設補修／パイプ内清掃

- ・希少な水生植物等が生育している地区では、生態系の保全に留意して実施する必要があります。
- ・水質保全のために水路内に育成しているアシやヨシは、刈り取り時期等について考慮する必要があります。

【水路に付着した藻等の除去】

～活動例 1～

・活動対象

地区内用水路のうち共同管理分 5.7km

地区内排水路のうち共同管理分 4.7km

・活動内容

基本的には、泥上げ作業や草刈り作業の際に水路壁及び目地に付着した水生植物・藻の除去作業を行っています。また、かんがい期後の10月に行う排水路の泥上げ時にも同様の処置を行いました。4月の除去により、その年は通水が妨げられるような藻類発生がありませんでした。

・活動時期

藻類の除去 4月

泥上げ 10月

・参加者

農業者

～活動例 2～

・活動対象

用水路 7.1km

排水路 5.8km

・活動内容

地区内の田植え作業が開始される直前に、各農家が藻の除去作業を行っています。かんがい期間中は、水路に一定の水流があることから藻の発生が抑えられているため、かんがい期間中に再度除去作業を行うことはありません。

・活動時期

4月

・参加者

農業者